

個人情報保護に関する覚書

学校法人近畿大学(以下、「甲」という)と (以下、「乙」という)とは、甲が乙に取り交わした 契約(令和 年 月 日付契約書締結のものをいい、以下、「原契約」という)にかかる個人情報の取扱いに関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条 (法令等の遵守)

乙は、個人情報保護の重要性を認識し、当該業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、ならびに甲が指定する個人情報保護ガイドライン等及び甲が指示する個人情報保護に関する取扱規準等を遵守するものとする。

第2条 (安全管理措置)

乙は、個人情報について、その漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理義務履行のために安全管理責任者を定め、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

第3条 (安全管理の確認)

1. 甲は、乙が実施する第2条の安全管理措置について、乙の説明を求めることができるものとする。
2. 甲は、乙の個人情報の取扱いに疑義が生じた場合は、乙に説明を求め、必要に応じて改善を求めることができるものとする。

第4条 (個人情報の第三者への提供)

乙は、甲と取り交わした原契約の実施に伴う個人情報を、甲の事前の書面による許可なく第三者に提供してはならない。

第5条 (委託)

乙は、甲から取り交わした原契約の業務に関する個人情報の取扱いについて委託する場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、また、当該業務にかかる個人情報の安全管理がなされるよう、委託先に対し安全管理措置を求めるとともに適切な監督を行い、委託先による個人情報の取扱いについて一切の責任を負うものとする。

第6条 (事故等の報告)

乙が甲から委託を受けた個人情報に関し、情報主体等の第三者からの苦情、問合せを受けた場合、その他これに関連した事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、乙は、直ちにその旨甲に報告するものとする。なお、第三者からの苦情、問合せについて、乙は甲の事前の承諾なしにこれに回答してはならず(ただし、不当に当該第三者の権利を害することとなる場合はこの限りでない)、この対応については、甲の指示に従うものとする。

第7条（損害賠償）

個人情報保護に関する損害が生じた場合の責任分担は、下記による。

1. 甲の責に帰すべき理由により発生した場合は、甲が損害賠償を負担する。
2. 乙（乙の委託先を含む）の責に帰すべき理由により発生した場合は、乙が損害賠償を負担する。

甲及び乙の責に帰すべき理由により発生した場合は、甲及び乙がそれぞれの責任に応じて損害賠償を負担する。

第8条（有効期間）

本覚書の有効期間は、原契約の始期から原契約終了の3年後までとする。ただし、第1条、第4条は本契約終了後も存続するものとする。

第9条（協議）

本覚書条項の解釈に疑義が生じた場合、また覚書の内容に変更を要する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府堺市南区三原台1丁14番1号
近畿大学病院
病院長 東田 有智 印

乙
印